

山梨地方最低賃金審議会
第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

と き：令和5年10月17日
と ころ：山梨労働局1階会議室

次 第

- 1 開 会

- 2 議 事
 - (1) 改正審議
 - (2) その他

- 3 閉 会

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 配席表 (10/17)

山梨労働局 1階会議室

石垣委員
今井委員
門野委員

公益委員

数野委員
小林委員
三輪委員

労働者側委員

使用者側委員

加藤委員
佐々木委員
山岸委員

事務局

井上賃金室長
岡村基準部長
平出室長補佐

出入口

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会

令和5年10月17日

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 (10/17)

審議資料目次

1 電気機械器具等製造業最低賃金改正状況

令和5年度 電気機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R05)			電気機械器具製造業最低賃金(R05)							
		時間額(円)	格差(東京=100)	引上額(円)B	現行額(円)	改正額(円)	格差(大阪=100)	引上額(円)A	引上率(%)	部会結審日	R4引上げ額	地賃との差額
A	東京	1113	100.0	41								
A	神奈川	1112	99.9	41								
A	大阪	1064	95.6	41	994	1,068	100.0	+74	7.4	R5/09/25		+4
A	愛知	1027	92.3	41	901	改正の必要性なし						
A	千葉	1026	92.2	42	1013	1,055	98.8	+42	4.2	R5/10/05	+32	+29
A	埼玉	1028	92.4	41	1013	1,055	98.8	+42	4.2	R5/09/15	+32	+27
B	兵庫	1001	89.9	41	961	1,002	93.8	+41	4.3	R5/09/28	+31	+1
B	京都	1008	90.6	40	986						+29	
B	茨城	953	85.6	42	961						+29	
B	静岡	984	88.4	40	964	997	93.4	+33	3.4	R5/10/12	+25	+13
B	富山	948	85.2	40	910						+31	
B	広島	970	87.2	40	953	995	93.2	+42	4.4	R5/10/06	+29	+25
B	滋賀	967	86.9	40	965						+26	
B	栃木	954	85.7	41	971						+31	
B	群馬	935	84.0	40	965						+30	
B	宮城	923	82.9	40	919	959	89.8	+40	4.4	R5/10/13	+29	+36
B	山梨	938	84.3	40	959						+25	
B	三重	973	87.4	40	952						+25	
B	石川	933	83.8	42	923						+27	
B	福岡	941	84.5	41	977	1,019	95.4	+42	4.3	R5/10/05	+30	+78
B	香川	918	82.5	40	942	982	92.0	+40	4.3	R5/10/13	+29	+64
B	岡山	932	83.7	40	932						+28	
B	福井	931	83.6	43	857	改正の必要性なし						
B	奈良	936	84.1	40	891	改正の必要性なし						
B	山口	928	83.4	40	948	986	92.3	+38	4.0	R5/10/05	+27	+58
B	長野	948	85.2	40	945						+29	
B	北海道	960	86.3	40	955	997	93.4	+42	4.4	R5/10/03	+31	+37
B	岐阜	950	85.4	40	929						+22	
B	徳島	896	80.5	41	942						+31	
B	福島	900	80.9	42	880	改正の必要性なし					+24	
B	新潟	931	83.6	41	965						+29	
B	和歌山	929	83.5	40	-	-					-	
B	愛媛	897	80.6	44	947						+26	
B	島根	904	81.2	47	882	929	87.0	+47	5.3	R5/10/11	+29	+25
C	大分	899	80.8	45	896	941	88.1	+45	5.0	R5/10/16	+16	+42
C	熊本	898	80.7	45	896	940	88.0	+44	4.9	R5/10/12	+33	+42
C	山形	900	80.9	46	903						+31	
C	佐賀	900	80.9	47	900						+33	
C	長崎	898	80.7	45	864							
C	岩手	893	80.2	39	877						+30	
C	高知	897	80.6	44	793							
C	鳥取	900	80.9	46	859						+34	
C	秋田	897	80.6	44	891	930	87.1	+39	4.4	R5/10/10	+30	+33
C	鹿児島	897	80.6	44	842	改正の必要性なし						
C	宮崎	897	80.6	44	831	改正の必要性なし						
C	青森	898	80.7	45	888						+29	
C	沖縄	896	80.5	43	-	-					-	

令和5年度 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議 公益委員案

令和5年10月17日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記

1時間 997 円

(引上げ額 38 円、 引上げ率 3.96 %)

(案)

令和5年10月17日

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

石垣 千秋 今井 幸一 門野 圭司

労働者代表委員

数野 博 小林 賢 三輪 茂樹

使用者代表委員

加藤 修央 佐々木 啓二 山岸 正宜

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
専門 部 会	1	5年10月3日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	5年10月13日	1 改正（金額）審議
	3	5年10月17日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	5年8月23日	○ 改正決定に係る諮問受理

(案)

令和5年10月17日

山梨労働局長
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月23日付け山梨労発基0823第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり